

国際交流に伴う危機管理対応マニュアル

初版 令和4年4月

北海道文教大学国際交流委員会

目次

はじめに.....	1
危機管理の必要性	
危機管理の対象	
対象とする危機の範囲	
危機管理マニュアル1 ・学生の派遣前.....	3
1. 派遣前オリエンテーション等の実施	
(1) 基本的事項 (2) 渡航国・地域に関する情報提供 (3) 連絡体制 (4) 海外旅行保険 (5) 健康管理	
(6) 在外公館への届出等 (7) その他	
危機管理マニュアル2 ・学生派遣中の危機発生時.....	6
1. 想定される危機と基本的な対応方針	
(1) 想定される危機のケース	
(2) 危機発生時の基本的対応方針	
2. 危機発生時のケース別対応	
(1) 天災・事件・事故等に遭い、安否不明の場合	
(2) 病気・天災・事件・事故に遭ったが、事件・事故等が解決し、比較的軽傷であり本人が生存している場合	
(3) 病気・天災・事件・事故に遭い、本人が死亡した場合	
危機管理マニュアル3 ・海外留学及び研修の実施・中止・延期・途中帰国の判断基準（ガイドライン）.....	9
1. 派遣先地域の事情による判断	
(1) 「危険情報」の種類等	
(2) 「感染症危険情報」の種類等	
(3) 海外渡航時の派遣先の安全確認のためのお勧めリンク集	
2. 派遣先機関の諸事情による場合	
3. 個人的事情による場合	
(1) 疾病による場合 (2) 犯罪による場合 (3) その他	
危機管理マニュアル4 ・受入れ外国人留学生等の危機管理対応.....	13
1. 受入れオリエンテーション時の説明事項等	
2. 平常時の安全委管理	
3. 危機発生時の対応等	
4. 想定される危機と対応	
(1) 自然災害 (2) 犯罪対策 (3) 交通事項対策 (4) 火災事故対策 (5) 健康・衛生対策 (6) 異文化対応	
(7) その他	
5. 大学が留学生等に参加を勧める保険	
危機管理マニュアル5 ・派遣学生等が行うべき危機管理.....	17
1. 渡航前に行う事項	
(1) 留学・研修等に従う危機管理に対する心構えと準備すべき事項	
(2) 渡航前の手続きと行うべき事項	
(3) 保険への加入と確認すべき事項など	
(4) 国際情勢、渡航先の安全性についての情報収集	
(5) 派遣先の危機管理体制などについての情報収集	
2. 渡航後に行う事項	
(1) 在外公館への在留届提出と危機情報の把握	
(2) 派遣先での危機管理情報の把握と本学への連絡	
(3) 自己の危機管理	
3. 危機に遭遇した場合の対応	
別表1 国際交流に伴う危機対応策本部組織図.....	19
別表2 海外留学時等の危機対応体制.....	20
別表3 事件事故発生時の連絡網（学内）.....	21
別表4 外国人留学生等に対する危機対応体制（国内・学外連絡網）.....	22
海外危機対応に関する内規.....	23
はじめに	

本マニュアルは北海道文教大学危機管理規程第 6 条に基づき、北海道文教大学国際交流委員会が所掌する「外国の大学・短期大学及び研究機関との教職員及び学生の交流、交換、派遣並びに受入れ」を推進するにあたり、被害の未然防止、被害が発生した場合には被害を最小限に留めるとともに、速やかな回復を行うことを目的として取りまとめたものである。

危機管理の必要性

北海道文教大学では、国際交流の進展とともに海外留学、語学研修、インターンシップ、海外出張などで海外の大学等へ学生及び教職員（以下「学生等」とする）の派遣の機会がより一層増加し、また一方で、外国人留学生も継続的に受け入れている。このことに伴い、大学としての安全配慮義務を全うするとともに、危機発生時に迅速かつ適切に対応するため、以下 5 つのケースに分けて行うべき事項を定める。

※下記のマニュアルの内、「危機管理マニュアル 4」以外は、本学の教職員が海外出張などをする場合にも適宜適用する。

- (1) 学生等を留学・研修等で海外へ派遣するにあたり、危機予防等の観点から大学が準備及び措置すべき事項
⇒ 危機管理マニュアル 1
- (2) 学生等の海外派遣中に危機が発生した場合に、大学として必要となる対応
⇒ 危機管理マニュアル 2
- (3) 学生等を海外へ派遣あるいは留学させる場合に、その実施や中止および延期、継続及び途中帰国等の判断をするためのガイドラインの設定
⇒ 危機管理マニュアル 3
- (4) 本学で受け入れた外国人留学生の危機予防策と危機発生時における対応
⇒ 危機管理マニュアル 4
- (5) 危機発生の予防及び安全確保、危機発生時の学生等が行うべき危機対応
⇒ 危機管理マニュアル 5

危機管理の対象

- (1) 本学学術交流協定校へ交換留学生として派遣される本学学生
- (2) 休学による留学を含め、学部・学科が主催またはカリキュラムとして行う語学研修等、本学教授会で認められた私費留学生
- (3) 本学が受け入れる外国人留学生（学部学生・大学院学生・科目等履修生・研究生・特別聴講学生）
- (4) 本学園が認めた出張者および学会等の参加者
- (5) その他本学が必要と認めた者

対象とする危機の範囲

- (1) 自然災害（地震、津波、風水害（台風、ハリケーン、トルネード、サイクロン、洪水等））による被災・負傷・死亡・生死不明等
- (2) 重大事故（火災、爆発事故、航空機・道路・船舶交通及び輸送に関する事故等）による被災・負傷・死亡・生死不明等
- (3) 重大事件（テロ、デモ、暴動、騒乱、殺人、傷害、拉致誘拐、強盗窃盗、薬物使用、詐欺等）による被災・被害・負傷・死亡・生死不明・逮捕・拘留・手配等
- (4) 健康危機（食品衛生（集団食中毒）、感染症（SARS、新型インフルエンザ、エボラ出血熱等）、各種免疫疾患、メンタルヘルス、異文化適応）による疾患・死亡・生死不明等
- (5) その他（派遣先大学等での懲戒処分、派遣国・地域での国外退去処分等）

海外における危機発生時の基本的対応方針

海外での危機発生時は原則として北海道文教大学危機管理規程に従って危機管理体制を構築する。

北海道文教大学危機管理規程（抜粋）（令和2年3月26日 則 第5号）

（危機対策本部の設置）

第9条 学長は、重大な危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講ずる必要があると判断する場合は、速やかに危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

（略）

（部局における危機対策本部）

第12条 部局長は、当該部局内において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講じる必要があると判断する場合は、当該部局に危機対策本部（以下「部局対策本部」という。）を設置するものとする。

2 部局対策本部を設置したときは、当該部局長は、遅滞なく学長に報告するとともに、その内容、対策方針及び対策状況等について、随時、学長に報告するものとする。この場合において、学長は、当該危機が複数の部局に影響を及ぼすものと判断するときは、対策本部を設置し、全学的に対応することができるものとする。

3 部局長は、当該部局のみに係る危機であっても、全学的に対応すべきものと判断する場合は、学長に対し対策本部の設置を申し出るものとする。

1. 派遣前オリエンテーション等の実施

学生等の渡航に際しては、担当教職員が渡航前のオリエンテーションを実施し、危機回避にかかる資料（危機管理ハンドブック等）を配付のうえ、以下の項目について指導・助言を行う。なお、渡航前のオリエンテーションでは、**必ず渡航予定者全員を参加させる**。

留学の場合には、留学願等を提出させ、学修上有益なものと認められる場合に留学許可を与えることとなる。なお、学外の団体等が主催する留学等や出張、私事で海外へ渡航する場合にも、大学の危機管理の一環として渡航情報を管理する必要性を説明し、留学願等や出張届を提出させ、本マニュアルを適用する。

(1) 基本的事項

海外渡航にあたっては、渡航先の治安状況を事前に熟知し、渡航者自身が、**「自分の身は自分で守る」**という**自己責任の意識**を持ち、そのために自らが情報を収集し、危機を回避することが鉄則である。このような意識を渡航者が身につけるための啓発を徹底するとともに、渡航者自身が危機事象に関する情報収集を行うための手段や、危機事象回避の心構え、さらに、万が一事件・事故に巻き込まれた場合にどのように行動すべきかについて十分に理解させるため、大学は渡航前のオリエンテーション等を通じて以下の項目について周知を行い、最大限の方策を講じる。（外務省発行の「海外旅行のトラブル回避マニュアル」等の印刷物を配布。）

(2) 渡航国・地域に関する情報提供

- ①派遣先（国）の国際情勢及び派遣先の動向（テロ・災害・流行病等）を注視し、外務省のホームページにある各国・地域情勢や在外公館のホームページ等を利用して情報収集を行うなど、危険度・危機情報を把握した上で、学生等に指導・助言する。
- ②派遣先（国）の法律・風俗習慣・式祭典の特徴や性倫理などの文化的差異を把握し、学生等に指導・助言する。
- ③派遣先（国）の対日感情や日本人に対するイメージ及び傾向を把握し、学生等に指導・助言する。
- ④派遣先（国）で流行している感染症と予防接種の必要性及び罹患しやすい疾病・風土病に関して、外務省・厚生労働省のホームページを参照して情報を収集し、学生等に指導・助言する。

(3) 連絡体制

- ①派遣学生等に留学、研修などの日程等について記載された留学願を提出させるとともに、担当部局へ滞在先住所・連絡先を報告するよう指導する。また、渡航後に記載事項が変更になった場合は、速やかに担当部局へ連絡するよう周知する。
- ② 海外留学時等の危機に遭遇した際の連絡体制について十分に説明する。夜間・休日の際の連絡網も確認しておく。
- ③渡航に際しては、必ず海外対応の携帯電話を持参し、緊急時に即座に連絡できる態勢が取れるよう指導する。

(4) 海外旅行保険

- ①本学が承認した海外留学・研修には全員が公益財団法人日本国際教育支援協会の「学研災付帯海外留学保険」に加入することになっていることなどを説明する。
- ②クレジットカード等に自動付帯している保険では、実際に事故に遭遇した場合には、十分な補償が得られないケースがあることについての説明も行う。
- ③派遣先（留学先）の教育機関等での共済制度や保険制度について調査し、その説明も行うことが望ましい。

(5) 健康管理

- ① 留学・研修期間が1か月を超える学生等には、派遣前に健康診断（学内の健康診断で代えることができる）の受診を指導し、既往歴のある学生等の派遣に際しては必ず健康診断を義務付ける。
- ②留学に耐えうる健康状態であることの確認（や健康上の問題がある場合、無理をして留学をした場合に生じる問題について十分に説明を行う。
- ③ 派遣先（国）で流行している感染症について厚生労働省検疫所のホームページ（FORTH）等を利用して情報を収集し、指導を行う。
- ④ 渡航先（国）で流行している感染症に応じて、事前に予防接種を受けることについての説明を行う。
- ⑤ 留学に伴う精神的なストレスが生じた場合は、遠慮せず対応窓口に相談するよう指導する。

(6) 在外公館への届出等

- ①外務省海外旅行登録「たびレジ」

3か月未満の渡航の場合、もしくは外国での住所・居所を定めず3か月以上渡航する場合には必ず登録を行うよう指導する

(URL: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)。

②外務省 ORRnet (Overseas Residential Registration) (インターネットによる在留届電子届出システム) 旅券法第 16 条により、外国に住所又は居所を定めて 3 か月以上滞在する日本人は、「在留届」を提出することが義務付けられていることを説明する。
(URL:<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>)

③ 海外渡航中に生命、身体が危険にさらされるような事態が生じた場合は、在外公館の援護等を依頼することが重要であり、渡航先の在外公館の連絡先を確認するよう指導する。

(7) その他

- ① 休学して「留学」する場合は、休学願を提出の際に、留学先・連絡方法・留学期間を記載した留学願等も併せて提出させる。
- ② 教職員を職務として 6 か月以上海外派遣する場合は、労働安全衛生規則により、派遣時及び帰国時に健康診断を受診させなければならない。(労働安全衛生規則第 45 条の 2)

危機管理マニュアル2・・・学生の派遣中の危機発生時

1.想定される危機と基本的な対応方針

(1) 想定される危機のケース

本学の学生等が海外留学・研修・出張等の際に想定される危機として以下のものが考えられる。

- ①渡航先において天災・テロ・飛行機事故等が発生し、これに巻き込まれ安否不明の場合
- ②事件・事故の被害者となった場合又は被害者となったと見込まれる場合
- ③事件・事故の容疑者又は加害者になった場合
- ④刑事事件の容疑者となった場合
- ⑤民事事件の加害者となった場合
- ⑥病気・事件・事故等により重篤な状態又は急逝した場合

(2) 危機発生時の基本的対応方針

これら危機発生ケースごとに危機管理対応は異なるが、災害・事件・事故の発生により、本学の学生等が生死不明の場合及び病気や事故で死亡した場合は、「北海道文教大学危機管理規程」に基づき、対策本部を設置して対応にあたる。

また、本学の学生等が事件や事故の被害者もしくは加害者になった場合や災害に遭遇して生存が確認されている場合は、危機発生の内容により部局対策本部を設置するが、対策本部を設置しない場合においても現地対応のため本学の教職員を派遣するなどして適宜対応にあたることとする。本学の学生等が事件や事故等により現地で加害者となった場合などは、関係機関等の協力を得て、大学として被害者に対して誠意ある対応を心がける。

さらに、以上のことに備えて、危機発生時における留学先（派遣先）大学等の連絡・対応などについて協力を得るための事前の確認と要請も行う。

2.危機発生時のケース別対応

(1) 天災・事件・事故等に遭い、安否不明の場合

安否は明らかになったが、事件・事故等が解決していない場合（例えばハイジャック事件が発生し膠着状態が続いている場合等）を含め、対策本部の設置・情報の収集・連絡等は原則として以下の方法により行う。

- ①危機が発生した場合、対策本部を設置することについて学長が至急決定する。
- ②対策本部の組織及び担当業務内容は、北海道文教大学危機管理規程によるほか、別表1のとおりとする。

- ③対策本部の設置場所は、原則として鶴岡学園本部（本館 2 階）とする。
- ④対策本部のメンバーは直ちに対策本部へ集合し、当面必要な対応（現地の連絡先と担当者などの確認と正確な情報の収集など）を行う。
- ⑤危機発生時の情報収集・連絡等は、留学先大学の協力も得て、原則として別表 2 及び別表 3 に基づき行う。

(2) 病気・天災・事件・事故に遭ったが、事件・事故等が解決し、比較的軽傷等であり本人が生存している場合

原則として危機対策本部は設置しないが、危機発生連絡を受けた当該部局の長は、事件・事故の内容・対処方針等を学長に報告し、速やかに別表 2 及び別表 3 に基づき情報の収集・連絡をするとともに、以下の対応を行う。

- ①危機に遭った学生等の所属部長は、別表 2 に基づき国際交流センター等の協力を得て、危機の発生状況・当該学生等の正確な被害状況等の情報収集に引き続き努める。
- ②当該部局長は、現地対応を行う本学教職員の派遣の必要性を検討する。
- ③現地対応を行う教職員派遣が必要な場合は、当該部局において直ちに派遣者を決め、出張命令を出す。国際交流センターは、パスポート・航空券及びホテルの手配等の手続きを行う。
- ④当該学生等の家族が現地へ同行することになった場合は、航空券・ホテル及び通訳の手配・現地での対応等について国際交流センターがサポートする。
- ⑤現地対応のために派遣された教職員は、現地大学の担当者・病院・在外公館等と連絡及び相談の上、その後の対応方法を決定する（帰国の必要性・入院継続・留学継続の判断など）。その際、随時本学（当該学部長等）へ連絡・相談を行いつつ進める。
- ⑥国際交流センターは、危機発生について速やかに関係する保険会社に連絡する。

(3) 病気・天災・事件・事故に遭い、本人が死亡した場合

対策本部の設置・情報の収集・連絡等は、原則として以下の方法により行う。

- ①危機が発生した場合、対策本部を設置することについて学長が至急決定する。
- ②対策本部の組織及び担当業務内容は、別表 1 のとおりとする。
- ③対策本部の設置場所は、原則として鶴岡学園本部（本館 2 階）とする。
- ④対策本部のメンバー等は直ちに対策本部へ集合し、当面必要な対応（現地の連絡先と担当者などの確認と正確な情報の収集など）を行う。
- ⑤危機発生時の情報収集・連絡等は、留学先大学等の協力も得て原則として別表 2 及び別表 3 に基づき行う。

なお、原因等が判明している場合、死亡した学生等の所属部長は、対策本部と連携して、危機発生後の対応を以下の方法により行う。

- ①別表 2 に基づき、死亡した学生等の所属部長は、国際交流センター等の協力を得て危機の発生状況・当該学生等の正確な被害状況等の情報収集に引き続き努める。
- ②当該部局長は、現地対応を行う本学教職員の派遣の必要性を検討する。
- ③現地対応のための教職員派遣が必要な場合は、当該部局において直ちに派遣者を決め、出張命令を出す。国際交流センターは、パスポート・航空券及びホテルの手配等の手続きを行う。
- ④当該学生等の家族が現地を同行することになった場合は、航空券・ホテル及び通訳の手配・現地での対応について国際交流センターがサポートする。
- ⑤現地対応のために派遣された教職員は、現地大学の担当者・病院・在外公館等と連絡及び相談の上、その後の対応方法を決定する（遺体移送に関する手続等）。その際、随時本学（当該部局長等）へ連絡・相談を行いつつ進める。
- ⑥国際交流センターは、危機発生について速やかに関係する保険会社に連絡する。

危機管理マニュアル3・・・海外留学及び研修の実施・中止・延期・途中帰国の判断基準（ガイドライン）

海外への留学及び語学研修等の実施・中止・延期・継続・途中帰国の判断にあたって、学生等の派遣部局・対策本部等は、派遣先地域の事情・派遣先機関の諸事情・個人的事情に分けて判断する。

1. 派遣先地域の事情による判断

派遣先地域の事情による判断は、海外における日本人の安全対策の一環として、外務省から提供されている特定の国又は地域の治安や安全性に関する情報に基づき判断する。特に、治安の急速な悪化や災害・騒乱・その他の緊急事態（原発事故など）が発生または発生の可能性が高まっていると判断される場合は、当該国又は地域の治安状況などを、4段階の危険度に区分した「危険情報」に応じて対応を行う。

この「危険情報」は法令上の強制力をもって渡航を禁止したり、退避を命令したりするものではないが、海外への留学及び語学研修等の実施・中止・延期・継続・途中帰国の判断をする場合は、これらを十分参考にしながら判断することとする。

また、安全対策の目安として出される「感染症危険情報」も参考にし、判断する必要がある。危険情報は、4段階で示され、その内容については以下のとおりである。

(1) 「危険情報」の種類等

危険情報のレベルごとに、本学の対応は次のとおりである。

レベル1：十分注意してください。

その国・地域への渡航及び滞在に当たって危険を避けていただくため、特別な注意が必要です。

⇒ 実施または継続するが、十分な注意を払う。

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。

その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。

⇒ 原則として、延期若しくは中止とする。

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）

その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）

⇒ 中止または途中帰国させる。

レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）

その国・地域に滞在している方は、滞在地から安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

⇒ 中止または即刻帰国させる。（退避勧告を無視した場合の本学の対応については、その都度関係機関と協議し検討する）

※途中帰国の場合の航空券の手配等は原則として本人が行うが、事情により困難な場合は適宜大学がサポートする。

(2) 「感染症危険情報」の種類等

世界保健機関（WHO）等による対応等を踏まえ、外務省が「感染症危険情報」を発出する。「感染症危険情報」は、「危険情報」と同様にレベル1～4に区分されている。感染症危険情報の種類・危険度のランク及び対応は次のとおりであり、対応は危険情報に準ずる。

① レベル1：十分注意してください。

⇒ 実施または継続するが、十分な注意を払う。

② レベル2：不要不急の渡航は止めてください。

⇒ 原則として、延期若しくは中止とする。

③ レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）。

⇒ 中止または途中帰国させる。

④ レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）

⇒ 中止または即刻帰国させる。

(3) 海外渡航時の派遣先の安全確認のためのお勧めリンク集

- ・外務省のホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)
- ・「在外公館医務室情報」(世界の医療事情) (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/>)
- ・「海外安全ホームページ」 (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)
- ・厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)
- ・厚生労働省検疫所「海外で健康に過ごすために」 (<http://www.forth.go.jp/>)
- ・厚生労働省感染症情報
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekka-ku-kansenshou/)
- ・労働者健康安全機構 (<https://www.johas.go.jp/>)
- ・国際協力機構（JICA） (<http://www.jica.go.jp/>)
- ・国立感染症研究所（NIID） (<https://www.niid.go.jp/niid/ja/index.html>)

- ・「感染症疫学センター」(IDSC) (<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>)
- 《その他の参考資料》

- ・外務省「海外安全虎の巻」
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>)
- ・外務省「海外で困ったら 一大使館・総領事館のできるごと」
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/dekiru-koto.pdf>)

2. 派遣先機関の諸事情による場合

以下の場合、原則として留学及び研修等の中止・延期または途中帰国をさせる。

- ① 派遣先機関における学業継続不可(学業不振、自然災害、派遣先機関の倒産等)
- ② 派遣先機関を退学処分や停学処分等となった場合
- ③ 派遣先(国及び地域)の社会情勢・自然環境の悪化(生活継続が困難化)

3. 個人的事情による場合

(1) 疾病等による場合

- ① 留学や長期の研修等(1か月以上)による渡航を予定している学生等は、必ず事前に健康診断を受診することとし、現在治療中の者については、医師と相談のうえ判断する。また、あらかじめ派遣先の医療機関を確認するなど、継続治療を行う体制を整えておくよう指導する。
- ② 派遣中の学生等が病気やけがにより1か月以上の入院治療(緊急の場合を除く。)が必要になった場合には、その症状等を考慮したうえで、原則として帰国を促す。透析やリハビリなど長期の自宅療養が必要となった身体疾患の場合も健康管理を優先し、帰国させることが望ましい。
- ③ 派遣中の学生等が留学・研修等の継続が困難となる精神疾患に罹患した場合、医師やカウンセラーの所見等も参考にし、帰国させることが望ましい。
- ④ その他、派遣先によって医療制度や医療保険制度が異なることから、入院・手術・治療に関する医療費負担の観点から、一旦帰国させて日本で療養させることを検討する。

(2) 犯罪等による場合

- ① 刑法上(テロを含む。)の犯罪の加害者又は被疑者となったとき。
⇒ 滞在国の法律により処分等を受けることになり、それに基づき、在外公館等とも連絡相談のうえ、適宜判断する。
- ② 薬物等(法定)の依存症に罹患したとき。
⇒ 滞在国の法律により処分等を受ける可能性があり、それに基づき、在外公館等とも連絡相談のうえ、適宜判断する。

③ 民事上の加害者・被害者になったとき。

⇒ 滞在国の法律に基づき扱われるので、それに基づき、在外公館等とも連絡相談のうえ、適宜判断する。

(3) その他

その他の個人的事情の場合は、個人の意思を基に所属部局等が判断する。

危機管理マニュアル4・・・受入れ外国人留学生等の危機管理対応

1. 受入れオリエンテーション時の説明事項等

受入れオリエンテーション時に学部等が説明すべき注意事項及び準備すべき事項

- ①入学時に留学生調査票（住所・電話番号等記載）の提出及び在学時に変更事項の提出をすること。
- ②ビザ更新時の申告・学会参加・一時帰国・私事旅行をする際の届出書等の提出をすること。
- ③定期健康診断の受診及び国民健康保険・学生教育研究災害傷害保険等、留学生住宅総合保険の加入を原則として義務付ける。
- ④危機発生時の連絡窓口の徹底を図る。特に休日の連絡窓口（担当者）は明確にしておく。ここでいう危機とは、a.自然災害（地震・台風など）、b.犯罪（被害・加害）、c.車両事故・火災事故・原発事故等突発的な事故、d.健康・衛生（難病・新型インフルエンザ等感染症を含む）、e.異文化適応、f.その他（人間関係・ハラスメント・学業・進路・学費などに関する問題）
- ⑤危機発生時には、速やかに学内連絡先へ連絡することを十分指導しておく。
- ⑥外国人留学生等が一時帰国する場合の自らの危機管理対応（特にテロ・内乱・SARS発生時など）については、「派遣学生等が行うべき危機管理（危機管理マニュアル5）」に準ずる。
- ⑦学業や日常生活において注意すべき点を説明する。

2. 平常時の安全管理

大学は、平常時においては以下の事項について十分安全管理を行う。

- ①学生情報（住所・電話番号・メールアドレス等）の管理（変更含む）。
- ②在留期限・在留資格等の把握・一時帰国・私的旅行などで国外に出る場合の届出管理を徹底する。
- ③定期健康診断の受診の徹底
- ④保険（国民健康保険・学生教育研究災害傷害保険・留学生住宅総合補償）への加入状況の把握
- ⑤毎月の在籍確認を確実に行う。その際に、健康状態や修学状況などを確認する。

3. 危機発生時の対応等

本学の外国人留学生等に危機が発生した場合の対応は、関係機関等の協力を求め、原則として別表1、別表3及び別表4に基づき行う。

4. 想定される危機と対応

受け入れ学部等は、以下の事項を受け入れオリエンテーション時に説明し、注意を喚起する。

(1) 自然災害

〔地震対策のための説明事項〕

- ①日頃から携帯ラジオ・懐中電灯・飲料水と保存食の常備と避難場所などをチェックし、家具の転倒防止などの対策をしておく。
- ②地震が発生しても慌てず、クッションなどで頭を保護しながら、落ち着いて行動（避難）すること。
- ③地震が発生したらガス器具の元栓を閉め、電気器具の電源を切って避難すること。
- ④建物の倒壊やその恐れがある場合は、近くの避難所へ避難する。（大学にあってはグラウンド）
- ⑤津波の恐ろしさを認識しておくこと。（津波到達までには時間差があるので、その間に高台へ避難することなど）

〔台風や水害に備えるための説明事項〕

- ①日頃から携帯ラジオ・懐中電灯・飲料水と保存食の常備と避難場所などをチェックし、確認しておく。
- ②台風や大雨の際には、川・海に近づかない。また、むやみに出歩かないこと。
- ③台風や大雨の際、テレビ・ラジオなどの気象情報をチェックし、注意をはらう。

(2) 犯罪対策

- ①犯罪の加害者にならないよう、我が国の法律を遵守すべきこと、また悪質商法を含む各種犯罪の被害者にならないよう注意することを周知する。
- ②警察（110番）・消防機関（119番）・本学担当部局への連絡方法を説明する。また、事故等の際は至急、大学担当者に連絡するよう指導し、連絡先を周知する。
- ③警察、病院等との対応の際に、言葉の問題から、通訳が必要な場合の大学担当者連絡先を周知すること。

(3) 交通事故対策

- ①自動車やバイクに乗る場合の自己責任の重さを認識するよう徹底する。
- ②自動車やバイクに乗る場合は、必ず任意保険に加入すること。
- ③事故の報告：警察（110番）・救急（119番）への連絡と、大学担当者への連絡（連絡窓口の周知徹底）を忘れないこと。
- ④言葉の問題から通訳が必要な場合の大学担当者連絡先を周知すること。

(4)火災事故対策

- ①火災事故の発生に備えて、必ず「留学生住宅総合補償」などの火災保険に加入すること。
- ②火災発生に備えてアパート等の消火器の設置場所・避難経路・非常口等は入居時に確認すること。
- ③火災発生時の消防機関（119番）への連絡方法を説明する。
- ④原発事故等突発的な問題が発生した場合についての対応を説明しておく。
- ⑤大学担当者は、交通事故死を想定して、初動対応（遺体確認と家族への連絡・遺族の来日・経済的な問題・パスポート・ビザ・遺体安置と葬儀）の要点を日頃からシミュレーションしておく。

(5)健康・衛生対策

- ①定期健康診断受診の必要性を周知すること。
- ②長期の病気休暇となる場合は、アドバイザー・教務部・学生部へ連絡することを周知。
- ③国民健康保険未加入の場合の問題点や保険が効かない事態を想定し、加入を求めること。
- ④大学は入学時に既往症をチェックし、在学中も日頃から外国人留学生等の健康状態を把握する必要があること。
- ⑤重篤な病気や難病指定を受けた場合など、留学・研究等の継続が困難になった時は、受入れ学部長等の判断で帰国させる可能性もあること。また、大学としても病气入院、退院後の介護サポート体制（本人の要望の把握と対応）、経済的な問題（医療費・保険加入状況・本人の在学身分と学費、退院後の生活費）等を視野に入れておく。

(6)異文化対応

生活習慣、宗教などに関係する問題発生時の相談窓口、カウンセリング（精神面におけるケア・サポート）体制を整備し、周知する。

(7)その他

- ①不法就労活動の禁止について説明する。また、併せてアルバイトに関しては、入国管理局への「資格外活動許可」の手続きが必要であることや、職種・時間制限等について説明する。
- ②人間関係・セクシュアルハラスメント・アカデミックハラスメント・学業・進路・学費・経済的問題等が発生した場合についての対応体制を説明する。また、言語による障壁がないよう対策を講じておく。

5. 大学が留学生等に加入を勧める保険

留学生等が留学中などに死亡または重篤な病気に罹患した場合や怪我をした場合に家族を呼び寄せるなどの費用や遺体移送費用・火葬費用などを準備しなければならない事態も想定される。大学は「留学生救援者費用保険（遺体移送費用や火葬費用などが補償される）」への加入を勧める。

危機管理マニュアル5・・・派遣学生等が行うべき危機管理

1. 渡航前に行う事項

(1)留学・研修等に伴う危機管理に対する心構えと準備すべき事項

- ①危機発生の可能性があることを十分認識しておく。
- ②危機発生時のシミュレーションを行う。
- ③健康状態のチェック（健康診断の受診・保健管理センター等への相談）をする。

(2)渡航前の手続きと行うべき事項

- ①「留学願」等を必ず国際交流センター国際交流室に提出する。
- ②危機管理に関するオリエンテーションに参加する。
- ③3か月未満の滞在の場合は、外務省の「たびレジ」に登録する。

(3)保険への加入と確認すべき事項など

- ①留学・語学研修中の危機に備え、大学が指定する海外旅行傷害保険に加入する。
- ②航空券を手配した旅行会社や航空会社の危機発生時の補償等を確認する。
- ③渡航前に加入した保険の内容について本学（所属部局）に連絡する。

(4)国際情勢、渡航先の安全性についての情報収集

- ①国際情勢の変化や動向について把握する。
- ②外務省・在外公館のホームページ等を活用し渡航先の現地安全情報及び国・地域の基本情報を把握する。
- ③外務省及び厚生労働省検疫所のホームページ等を活用し、渡航先の感染症情報を把握するとともに、必要に応じて予防接種を受ける。
- ④渡航先の政治・社会・文化や日本との関係・対日イメージなどを理解しておく。

(5)派遣先の危機管理体制などについての情報収集

- ①危機管理体制や危機管理に関するオリエンテーションなどの実施状況を調査する。
- ②留学・研修先等で加入する危機管理に関する保険の種類や内容を把握する。
- ③出入国規制により発生する費用や航空運賃の高騰など、予期せぬ費用の発生に備えておく。

2. 渡航後に行う事項

(1)在外公館への在留届提出と危機情報の把握

- ①災害やテロ等の緊急時の安否確認・退避時の手配など、在外公館からの連絡・保護が受けられるように、旅券法により、3か月以上外国に滞在する日本人は在留届の

提出が義務付けられている。また、治安情勢が不安定な国や地域への渡航の場合は、滞在期間が3か月未満でも届け出るようにする。

②在外公館のHPなどで、定期的に派遣先の危機情報について把握する。

(2)派遣先での危機管理情報の把握と本学への連絡

①派遣先での危機管理に関する情報収集を行い、オリエンテーションなどがあれば必ず参加する。

②現地到着後1週間以内に、滞在先の住所・電話番号・携帯電話・メールアドレス、在留届を提出したらその旨も併せて、大学担当者へメールで連絡する。

③派遣先の緊急時の対応体制と連絡システムを把握し、本学に連絡する。

④渡航後に加入した保険とその内容について本学に連絡する。

④毎月、在籍確認と生活状況の報告を行う。

(3)自己の危機管理

①外出の際は、緊急連絡先（派遣先等の電話番号・住所など）を記したメモ等を必ず携帯する。

②緊急時における家族への連絡体制の確認を行う。

③緊急時における本学への連絡体制の確認を行う。

④派遣先等の関係者に、緊急時の本学の連絡先を知らせておく。

⑤海外渡航中は、リスクが大きいため、なるべく自動車等の運転はしない。

⑥派遣先大学の各種報告（一時帰国・長期外出などの報告）など、必要な手続きは、派遣先大学が定める方法により適切に行うものとする。

3. 危機に遭遇した場合の対応

(1)派遣先等の緊急時連絡先へ連絡し、その指示に従って行動する。

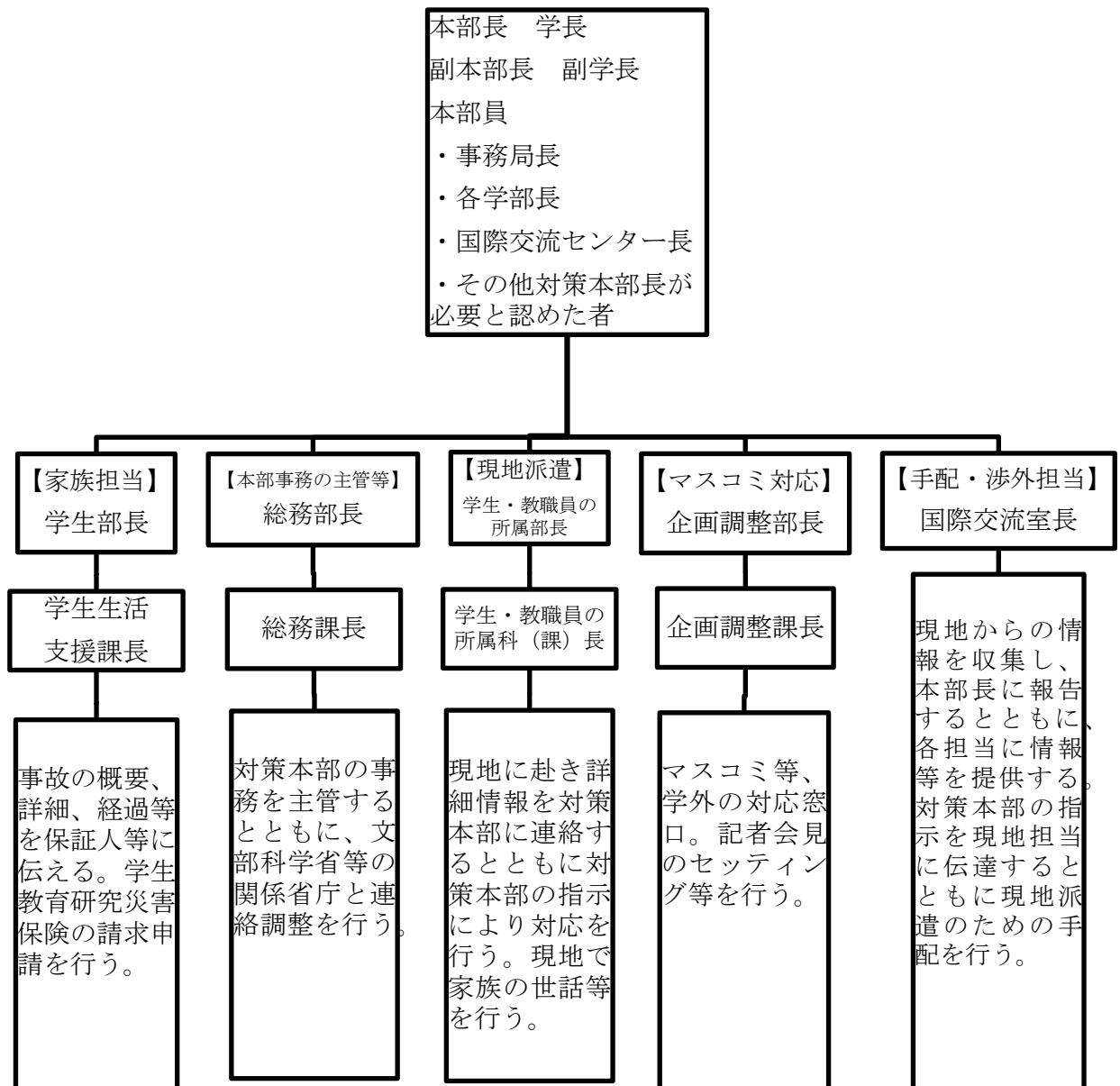
(2)別表2に基づき所属部署へ連絡し、相談する。なお、自ら連絡できない場合に備え、派遣先や在外公館等の関係者に所属部署への連絡を依頼しておく。

(3)在外公館の指示に従って行動する。

(4)家族へ連絡する。

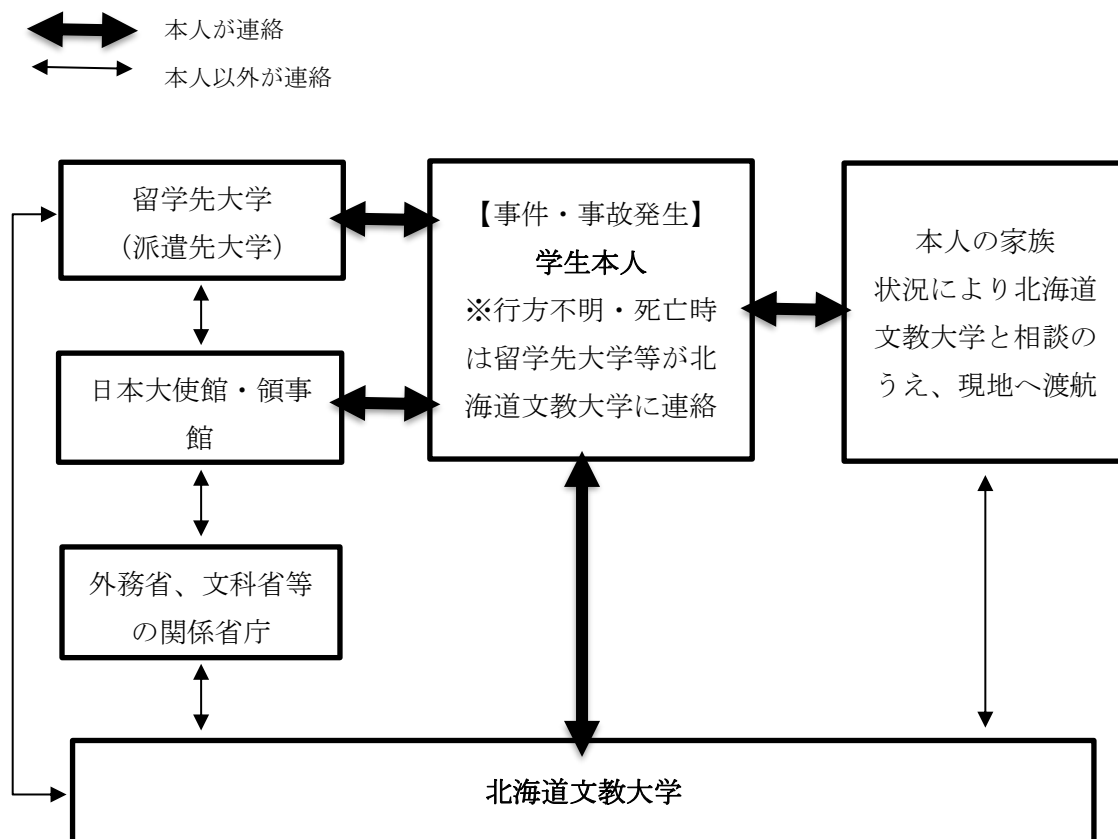
(5)保険会社に連絡し保険請求に必要な書類等を確認する。

別表1 対策本部の組織及び担当業務内容



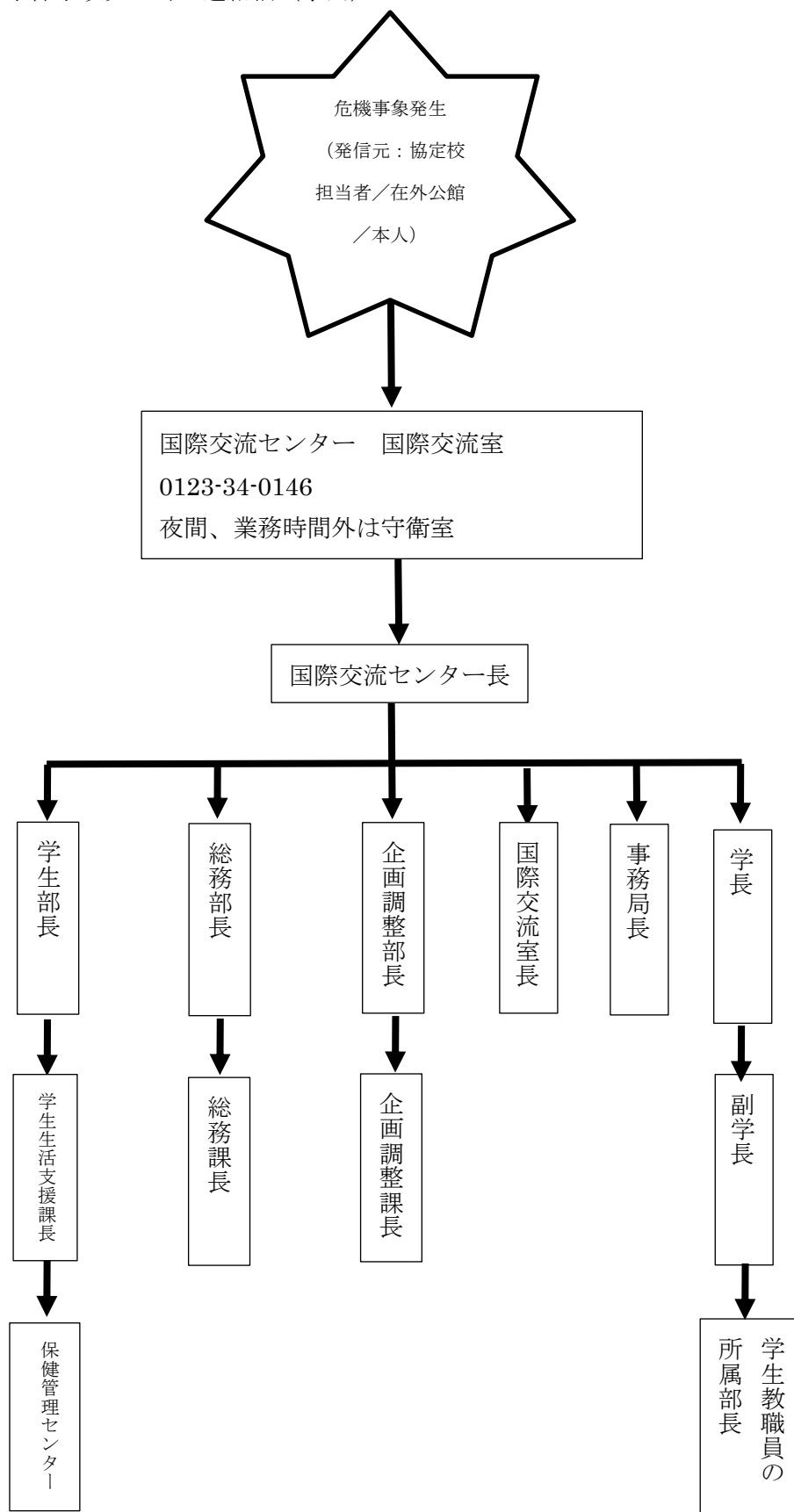
※メンバー構成は上記組織図を基本とし、適宜状況に合わせて対応する。

別表 2 海外留学時等の危機に遭遇した際の連絡体制

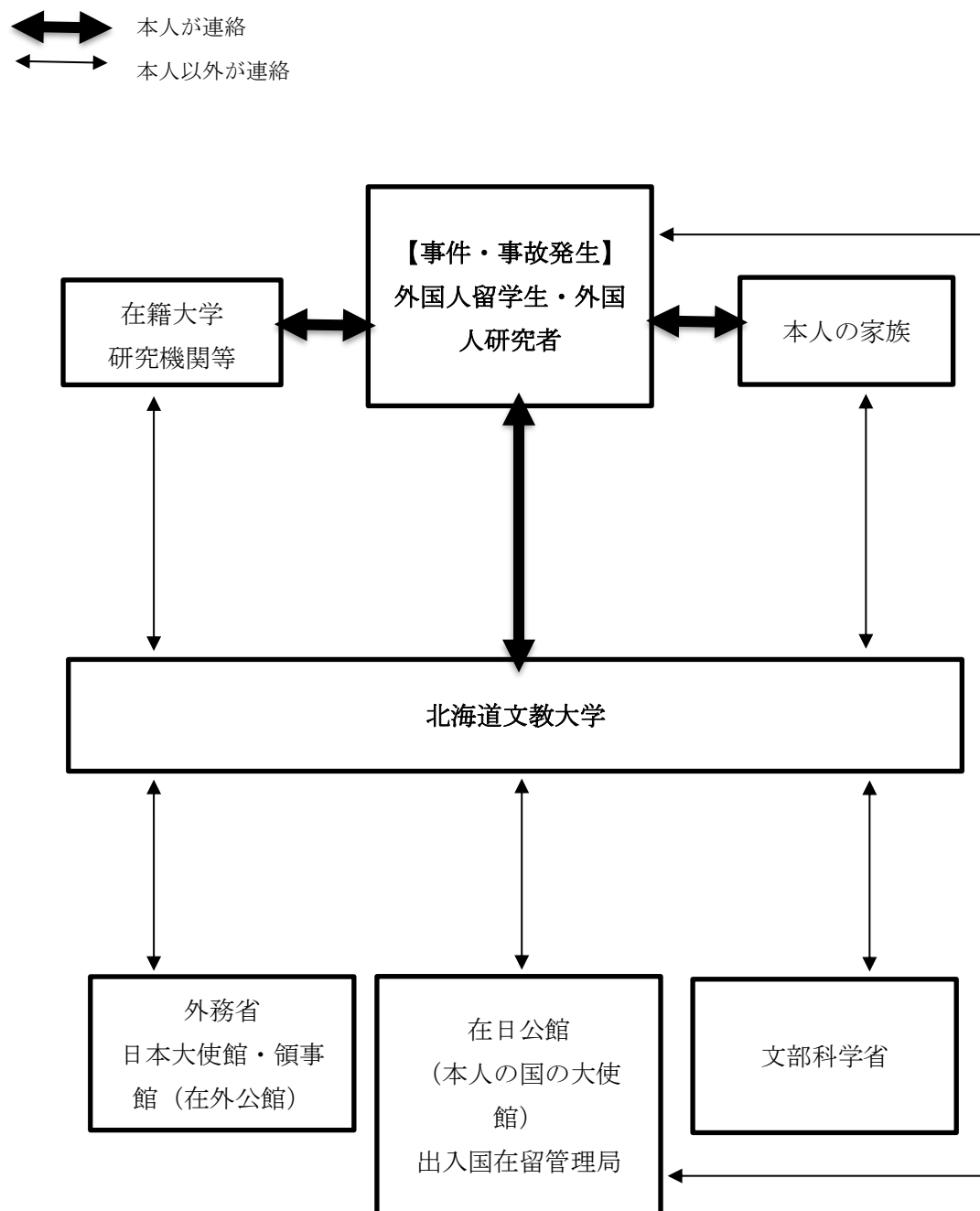


※短期語学研修の場合手配旅行会社とも連携して対応する。

別表3 事件事故発生時の連絡網（学内）



別表4 外国人留学生等に対する危機対応体制（国内・学外連絡網）



海外危機対応に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、北海道文教大学（以下「本学」という。）が国際交流を推進する過程において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ適切に対処するため、その危機管理体制、対処方法等に関し必要な事項を定め、もって本学の学生及び教職員等（以下「学生等」という。）の安全確保を図ることを目的とする。

（対象とする事象）

第2条 この内規に定める危機対応の対象とする事象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）本学の学生等が海外において行う教育研究活動の遂行に重大な障害となる問題又は安全に係る問題
- （2）本学の外国人留学生及び外国人研究者等が日本国内において行う教育研究活動の遂行に重大な障害となる問題又は安全に係る問題
- （3）本学に対する社会的信頼を損なう問題
- （4）その他前各号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要な問題

（学長等の責務）

第3条 学長は、この内規に定める危機対応を統括する責任者として、本学における危機管理体制、対応等に関し必要な措置を講じなければならない。

2 各部局長は、当該部局における危機対応体制・対応等に関し必要な措置を講じなければならない。

（危機対応体制の充実のための措置等）

第4条 学長及び部局長は、危機対応に関する資料の配付、研修の実施等により、日常的に危機対応体制の充実を図るものとする。

2 学長及び部局長は、この内規に従い、第2条各号に規定する事象が発生し、又は発生するおそれのある場合は、速やかに本学の学生等に対し、必要な情報を提供しなければならない。

（危機に関する情報収集）

第5条 本学の学生等は、第2条各号に定める緊急に対処すべき危機事象が発生し、又は発生するおそれのある情報を得た場合は、部局長に通報しなければならない。

2 前項の情報を得た部局長は当該危機の状況を確認し、必要な応急措置を講ずるとともに、学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告を受けた場合には、当該危機の対処方針等を当該部局長と協議し、決定

するものとする。

（対策本部の設置）

第6条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る対策本部を設置するものとする。

2 対策本部については、北海道文教大学危機管理規程第9条から第12条までの定めるところによる。

（事務所管）

第7条 この内規に関する事務は、国際交流センター国際交流室が行う。

（内規の改廃）

第8条 この内規の改廃は、危機管理委員会、国際交流委員会及び大学運営会議の議を経なければならない。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。